

西栗倉村立西栗倉中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

いじめに関する現状と課題
・友人関係でつらい思いをした生徒がいたので各家庭と連携を取り、解決に向けての取組を行った。今年度も継続して生徒間の人間関係を見守っていく必要がある。 ・生徒指導委員会および不登校支援委員会を定期的に開催し、学年を越えての情報交換を綿密に行い、いじめの未然防止に取り組む。 ・お互いのことを尊重したり、高め合えるような心の育成を、教育活動全体を通して取り組まなければならない。 ・Web上の掲示板等において、問題ありと判断される書き込みはなかったが、引き続き情報モラルの指導等を計画的に行わなければならない。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・いじめ防止委員会を組織し、いじめ問題解決のための取組を行う。 ・いじめ防止に向け生徒の主体的な活動を進めるとともに、全員に活躍の場を与え、達成感がもてる学校づくりに努める。 ・いじめの早期発見のため定期的にアンケートを実施し、教職員間で情報を共有するとともに、関係機関との連携体制を整える。 ＜重点となる取組＞ ・教育相談を年3回実施し、生徒が相談しやすい体制をとる。 ・QU調査を年2回実施し、学校生活に対する満足度や生徒間の人間関係について把握するとともに、全職員で情報を共有し、改善に向けた取組を行う。 ・早期発見・対応するために月末に振り返りアンケートを実施する。 ・生徒や生徒会の自主的な取組を支援し、いじめを許さず、困難やトラブルを自ら解決しようとする意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
＜連携の内容＞ ・PTA総会など機会を捉えて、学校のいじめ問題に対する姿勢を示す。 ・PTA研修会や地区懇談会等を利用し、いじめ問題等についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・学校運営協議会委員など地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供を依頼し、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめ問題やスマホ等の正しい使い方等について、PTA研修会等で啓発を行う。 ・学校だより等でいじめ問題の相談窓口等を掲載し、活用を促す。	い じ め 防 止 委 員 会 ＜防止委員会の役割＞ ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行 ・検証・修正の中核・相談窓口・いじめ事案の対応 ＜防止委員会の開催時期＞ ・生徒指導委員会内で随時実施(必要に応じて外部委員を招集) ＜防止委員会の内容の教職員への伝達＞ ・職員会議で全職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達する。 ＜構成メンバー＞ ・校外 教育長・学校運営協議会委員・SC ・校内 校長・教頭・生徒指導主事・学年代表・養護教諭 全 教 職 員	＜連携機関名＞ ・村教育委員会 ＜連携の内容＞ ・ネットパトロールによる監視 ・保護者支援のための専門スタッフの派遣(SSW、SSP等) ＜学校側の窓口＞ ・教頭 ＜連携機関名＞ ・美作警察署 ＜連携の内容＞ ・非行防止教室の実施 学警補導連絡会 ＜学校側の窓口＞ ・校長、生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① い じ め の 防 止	(職員研修) ・職員の指導力向上のため、携帯電話等ネットメディアの正しい使い方や指導上の留意点について研修を行う。 (生徒会) ・生徒会で人権標語を作成し、生徒の意識高揚を図る。 (学級活動・道徳指導) ・人と人のつながりを大切に、互いに高め合う集団づくりを行うために、SEL―8Sを活用する。 ・人間尊重の精神を基盤とした人格形成のための道徳教育を行う。 ・「いじめについて考える週間」「人権週間」での取組を行う。 (居場所づくり) ・授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設け、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・技術科、総合、朝学習において情報の科学的理解を深め、情報モラルについて学習する。
② 早 期 発 見	(実態把握) ・「いじめに関するアンケート」を実施し、生徒の実態把握を行い、いじめの早期発見に努める。 (相談体制の確立) ・教育相談の機会を設け、生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かい声かけを行い、生徒がいじめの訴えや相談ができる体制を整える。(1学期:担任、SC 2学期:担任他) (情報共有) ・生徒の気になる言動があった場合は、速やかに校内いじめ防止委員会を開き、対応策の協議を行うとともに、いじめの実態や対応について職員に連絡する体制を整える。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子の変化を見つけるポイントなど、懇談や通信で紹介し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ い じ め へ の 対 処	(いじめの有無の確認) ・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかとなったときは、速やかにいじめの事実の有無を確認する。 (いじめへの組織的な対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するために、校内いじめ防止委員会を開催する。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合は、いじめられた生徒を最後まで守ることを最優先に、当該生徒及び保護者に対して支援を行う。 (いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係をむすぶことができるよう指導を行う。